

# かながわりサイクル製品認定制度実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、かながわりサイクル製品の認定及び普及の促進に関し必要な事項を定めることにより、県内で発生する廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物等 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (2) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3) リサイクル製品 循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造される製品をいう。
- (4) 申請者 第3条の認定を受けようとする者をいう。
- (5) 認定事業者 第3条の認定を受けた者をいう。
- (6) 認定基準 別表第1に掲げる各基準をいう。

## 第2章 認定等

### (認定)

第3条 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ、第6条に掲げる要件（以下「認定要件」という。）のいずれにも適合すると認められる申請者の製品をかながわりサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、神奈川県県土整備局公共工事グリーン調達基準に定める特定調達品目及び認定対象品目は原則として認定しない。ただし、当該特定調達品目について、前項の認定要件を満たし、かつ、知事が認定製品として認定することが適当であると認める場合は、この限りでない。

### (申請等)

第4条 申請者は、かながわりサイクル製品認定申請書（第1号様式）に次の各号に該当する書類を添付し、別に定める募集期間内に申請しなければならない。

- (1) リサイクル製品の仕様等（寸法、用途等）を示す書類
- (2) リサイクル製品の製造（又は加工）の方法（循環資源の受入管理方法を含む）を示す書類
- (3) リサイクル製品の販売実績（販売予定の場合には、その時期と販売開始から向こう1年間における販売予測）を示す書類
- (4) リサイクル製品が関係が関係法令等に適合していることを誓約する書類（第1号様

式別紙)

- (5) リサイクル製品が有害物質の認定基準に適合していることを示す試験結果（環境計量事業所等第三者機関が申請日から3年以内に行った試験結果に限る。）
  - (6) リサイクル製品が品質の認定基準に適合していることを証する書面の写し（規格等が存在しない場合は、製品の品質を示す試験結果）
  - (7) 申請者が第6条第2号の欠格事由に該当しない旨の誓約書
  - (8) リサイクル製品の製造、販売事業を適正に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを示す書類
- 2 申請者は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し、製造に関して直接的な管理責任を有すると認められる者であり、循環資源の利用割合を主体的に管理できる者でなければならない。
- 3 申請者が、当該申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、かながわりサイクル製品認定申請取下書（第2号様式）を提出しなければならない。

（審査及び認定手続き）

- 第5条 知事は、第4条第1項の申請があったときは、第6条に定める認定要件への適合状況に関し審査を行う。
- 2 知事は、第13条の規定に基づいて設置するかながわりサイクル製品認定検討会（以下「検討会」という。）の意見を聴いた上で、前項の審査を行う。
- 3 知事は、第1項の審査に必要な場合は、申請者に対して追加資料の提出及び追加試験の実施を指示することができる。なお、この場合の費用は申請者の負担とする。
- 4 知事は、第1項の審査の結果、第3条の認定にあたり、特に必要があるものと認められるときは、認定の条件を付することができる。
- 5 知事は、第3条の認定をしたときは、申請者に対しかながわりサイクル製品認定証（第3号様式）を交付するとともに、その旨を公表する。

（認定要件）

第6条 第3条で定める認定要件は次の各号のとおりとする。

- (1) リサイクル製品が認定基準に適合していること。
- (2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへで定める欠格要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 申請者がリサイクル製品を安定的に供給できる経理的基礎を有すること。

（有効期間）

- 第7条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再認定を受けることを妨げない。
- 2 認定事業者が再認定を受けるときは、有効期間が満了する年度の募集期間中に、かながわりサイクル製品認定更新申請書（第1号様式）により、知事に認定の更新を申請しなければならない。ただし、認定年度の異なる複数の製品の認定を受けている認定事業者にあつては、先に有効期間が満了する製品の更新時期に合わせて他の製品の更新を申請するこ

とができる。

3 第5条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

4 第2項ただし書きによる認定を受けたときは、有効期間が満了していない他の製品についても、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

(変更申請及び変更届出)

第8条 認定事業者は、別表第2に掲げる事項に変更が生じるときは、第5条の規定による審査を受けなければならない。ただし、その内容が別表第3に掲げる軽微な変更である場合はこの限りではない。

2 前項の規定により審査を受けようとする認定事業者は、かながわりサイクル製品認定変更申請書（第4号様式）に第4条に規定する書類（変更する箇所に関するものに限る。）を添えて知事へ申請しなければならない。

3 認定事業者は、第1項ただし書きによる軽微な変更を行ったときは、事由発生日から30日以内にかながわりサイクル製品認定変更届出書（第5号様式）により、その旨を知事へ届け出なければならない。

(認定の辞退の届出)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、かながわりサイクル製品認定辞退届出書（第6号様式）により遅滞なく認定の辞退を届け出なければならない。

(1) 認定製品が第6条で定める認定要件のいずれかに適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が第5条第4項の認定の条件を履行できなくなったとき。

(3) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき、又は認定継続の意思を失ったとき。

2 前項の規定のほか、認定事業者は、特別の事情がある場合は、前項の届出書により、認定の辞退を届け出ることができる。

(認定の取消し)

第10条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業者のすべての認定製品を取り消すこと（以下「認定の取消し」という。）ができる。

(1) 不正な手段により認定を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく第5条第4項の認定の条件を履行しなかったとき。

(3) 第8条第2項及び前条第1項の規定に違反したとき。

(4) 第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、認定の取消しを行うときは、あらかじめ、当該認定事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、認定の取消しを行うときは、必要に応じ検討会の意見を聴く。

4 知事は、認定の取消しを行ったときは、当該事業者に通知するとともに、速やかに公表する。

5 認定の取消しを受けた事業者は、前項の通知があったときは、速やかに認定証を返還しなければならない。

- 6 認定の取消しを受けた事業者は、認定の取消しのあった日から起算して5年を経過した後でなければ、第4条第1項の申請を行うことができない。
- 7 認定の取消しを受けた事業者は、認定の取消しによる損失が生じた場合、その責めを負う。

### 第3章 県及び認定事業者の責務

#### (県の責務)

- 第11条 県は、物品等の購入において、一般製品と品質面、価格面等において同等の認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努める。
- 2 県は、市町村に対し、認定製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求める。
  - 3 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者、関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努める。

#### (認定事業者の責務)

- 第12条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。
- 2 認定事業者は、認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともにが自らの責任においてその処理を行わなければならない。
  - 3 認定事業者は、毎年4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をかながわりサイクル製品販売実績報告書（第7号様式）により知事へ報告しなければならない。

### 第4章 検討会

#### (設置)

- 第13条 知事は、第5条第2項、第8条第1項及び第10条第3項の規定による意見を聴取するため、検討会を設置する。
- 2 検討会は、知事から付議された案件について、次の事項を検討する。
    - (1) 認定要件に対する適合性
    - (2) 認定製品としての総合的妥当性

#### (組織等)

- 第14条 検討会は、次の者のうちから知事が選任した者4名以上7名以内で構成する。
- (1) リサイクルに関する学識経験を有する者
  - (2) リサイクル産業に識見を有する者
  - (3) 消費生活に識見を有する者
  - (4) その他知事が適当と認める者
- 2 検討会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、選任の日から選任日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 構成員の再任は妨げない。

(会長等)

第15条 検討会に、会長1名、副会長1名を置き、構成員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第16条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事で議決が必要なときは、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、やむを得ない事情により会議を開催できないときは、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 第5章 報告の徴収等

(報告の徴収等)

第18条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者から認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 知事は、認定事業者の同意を得た上で、その職員に、認定事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定製品の製造等の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 第6章 雑則

(表示)

第19条 認定事業者は、認定製品に別に定める認定マーク及び認定を受けた旨の表示又はそのいずれかを付することができる。

2 何人も、認定製品以外の製品に認定マーク若しくは認定を受けた旨の表示又はこれと誤認させる表示を付してはならない。

(庶務)

第20条 この要綱に関する事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係） 認定基準

| 区 分 |                  | 認 定 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 販売実績             | 申請時において、既に販売され、又は申請から 6 か月以内に販売されることが確実であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2   | 循環資源の県内発生割合・製造場所 | 県内で発生した循環資源を利用しており、原則として循環資源に占める県内発生分の割合が50%以上のもの又は県内で製造されたものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3   | 製造過程等            | 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年 9 月 23 日政令第300号）第 4 条の 6 で定める生活環境の保全を目的とする法令）等が遵守されていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4   | 安全性              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|     | (1) 特別管理廃棄物      | 物の性状が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第137号）第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物に相当する物を原料として使用していないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|     | (2) 有害物質         | <p>ア 法令、エコマーク認定基準、日本産業規格、業界自主基準で有害物質に係る基準が定められている製品はこれらに適合していること。</p> <p>イ 上記以外の場合及び特に知事が必要と認める場合にあっては、次に示す基準のうち、知事が必要と認める項目について、適合していること。</p> <p>(ア) 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 1 項の規定による土壌の汚染に係る環境基準</p> <p>(イ) 環境基本法第16条第 1 項の規定による水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準</p> <p>(ウ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 2 項に掲げる含有量に関する基準</p> <p>(エ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第 7 条の規定によるダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準</p> <p>（媒体として「土壌」を適用する場合の基準値は 2 5 0 p g - T E Q / g 未満とする。）</p> |
| 5   | 品質               | <p>原則として、次に掲げる規格等のいずれかを満たしていること。</p> <p>(ア) 日本産業規格</p> <p>(イ) 日本農林規格</p> <p>(ウ) エコマーク認定基準</p> <p>(エ) その他公的機関等が定める基準</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|             |                                                                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 循環資源の利用割合 | <p>ア 神奈川県グリーン購入基本方針に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。</p> <p>イ 同方針に判断基準が示されていない場合は、原則として公的機関等が定める他の基準によるものとする。</p> |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考 品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、公的機関等が定める類似の製品の基準を参考にすることとする。

別表第 2（第 8 条関係） 変更申請事項

| 項 目 |       | 変 更 の 内 容（申 請 事 項）                       |
|-----|-------|------------------------------------------|
| 1   | 仕 様   | 認定製品の仕様の変更（安全性及び品質について再審査を要しない軽微な変更を除く。） |
| 2   | 製造事業場 | 認定製品の製造事業場の移転又は追加                        |
| 3   | 原 材 料 | 認定製品の原材料の追加                              |

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。

別表第 3（第 8 条関係） 変更届出事項

| 項 目 |         | 変 更 の 内 容（届 出 事 項）                                           |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------|
| 1   | 名 称 等   | 認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更                   |
| 2   | 製 品 名   | 認定製品の製品名の変更                                                  |
| 3   | 仕 様     | 認定製品の仕様の変更（安全性及び品質について再審査を要しない軽微な変更に限る。）                     |
| 4   | 製造事業場   | (1) 認定製品の製造事業場の名称の変更<br>(2) 住居表示の変更等による、認定製品の製造事業場の所在地の表示の変更 |
| 5   | 原 材 料   | 認定製品の一部の原材料の利用の取止め                                           |
| 6   | 利 用 割 合 | 認定製品の原材料となる循環資源の利用割合の認定基準に適合する範囲での変更                         |

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。